

東京二十三区清掃一部事務組合  
総務部企画室企画係御中

東京二十三区清掃一部事務組合「一般廃棄物処理基本計画」改定に関する意見

江東区在住 渡辺洋子

まずは、通常の「中間のまとめ」に関するパブリックコメント前に意見を述べる機会を与えて頂いたことに感謝致します。東京23区は清掃事業区移管以降、リサイクル等のごみ減量や収集運搬事業は各区の仕事、中間処理が東京二十三区清掃一部事務組合(以下「一組」と略)体制という特殊性から、一組「一般廃棄物処理基本計画(以下「一廃計画」と略)」も一組と23区が共同で連携して改定すべきものにとらえて、以下、「一廃計画」改定に関する意見を一組と23区に対して述べさせていただきます。「一廃計画」改定検討委員会の中で検討していただけますようよろしくお願い致します。

**【意見及び要望】**

**1. ごみ量予測について**

**(1) 各区分のごみ量予測数値を一組「一廃計画」に明記して下さい。**

ごみ量予測の基となる各区分のごみ量予測数値を、「一廃計画」の中に盛り込んで、予測の根拠を明確にしてください。東京23区のごみ減量施策は、現状でも容器包装プラスチックの分別収集実施区や未実施区で大きく隔たりがあります。ごみ減量目標数値も各区で大きく差があります。今後の施策も「ごみ有料化」や「生ごみの資源化」、これから容器包装プラスチックの分別収集を始める区と様々でしょう。それら政策がごみ減量にどの程度の効果を上げるかも先行き不透明です。しかし、それらのごみ減量を見込んだ各区分のごみ量予測数値を明記することで、ごみ減量施策にも弾みが付きます。ごみ分担金納付額の算定にも、各区の毎年のごみ減量目標数値(予測値)と実際のごみ量を明記して、ごみ減量目標達成率を明確にするなどの工夫をおこなうことで、多額の分担金負担を財政面からも削減しようという相乗効果が現れると思います。

**(2) 事業系ごみの予測ごみ量も一組「一廃計画」に明記して下さい。**

上記(1)と同様主旨から、各区分のごみ量予測数値は区収集分と事業系の持込みごみ分をわかりやすく表記してください。また産廃等の予測ごみ量もわかりやすく表記してください。従って、ごみ量予測結果は「家庭系ごみ」「事業系ごみ」「可燃ごみ・不燃ごみ予測」を、各区分に「ごみ発生量」「排出抑制量」がわかるようにして下さい。

**(3) 持込みごみの「弁当ガラ等」及びこれに付帯する廃プラの適正処理を検討して下さい。**

現状では埋立処理をしている持込みごみの「弁当ガラ等」及びこれに付帯する廃プラの処理を、今後どのように検討されるのかわかりませんが、どの程度のごみ量になるのかの積算を示してください。東京都は、平成22年度末には廃プラの埋立ゼロを目指しているのですから、「弁当ガラ」も埋め立てできなくなります。あまりに検討を先送りしていると、緊急避難的、なし崩し的に清掃工場への搬入を認めるかたちにも成りかねません。一組清掃工場での受入許可はしてほしくはありませんが、東京都、23区は事業者とともに適正処理に向けた検討をすべきだと思います。収集運搬事業者だけの問題ではなく、排出側の事業者の責任を明確にした上で、適正に処理できる施策を検討のうえで事業者を指導してください。

**(4) 一組施設への事業系ごみ受入に関して、資源化可能な品目等の受入規制を検討して下さい。**

一組「一廃計画」の基本的考えのなかで、「資源・エネルギーの回収徹底」があります。ごみとして受け入れたものの中から、資源・エネルギーを徹底して回収することも必要とはいえ、まずは、資源化可能物の受入を制限・規制することが先決です。23区各区分は、家庭系ごみ・事業系ごみの発生抑制や資源リサ

イクル、適正排出について責任を持って指導していることだと思えます。しかし、一組施設での事業系ごみの受入量をみるとは、家庭系ごみほどに減量は進んでいません。まだまだ資源化可能物の資源化は徹底されていないと思えます。

政令指定都市の多くでは、事業系ごみの清掃工場での受入品目から、資源化可能な紙類に規制をかけています。一組清掃工場の事業系持込みごみ受入品目から、まずは、「書類、古新聞、古雑誌、シュレッダーくず」等の資源化可能な品目を規制できるように、23区で実態調査、資源化の受け入れ先の調査など検討する場を設けてください。いかに清掃工場に余力があるからといっても、事業系ごみをお客様扱いで、資源化可能な紙類まで受け入れているのでは納得がいきません。まずは事業者の紙類の資源化の徹底指導を行い清掃工場への搬入を規制して下さい。次は、厨芥ごみの資源化です。食品リサイクル法などの観点から、食品廃棄物の資源化を促進するよう事業者に働きかけを徹底してください。入口を細めない限りは、ごみは際限なく入ってきます。また、区収集ごみも持込みごみもともに、ごみの受け入れ検査が徹底できるように体制を整えるべきだと思います。事業系のごみも、それらごみ減量施策を十分におこなった上で、ごみ量の予測をおこなうべきです。

#### (5) ごみ量予測の最大値・最小値の幅をもたせたシミュレーションを行って下さい。

東京23区の平成22年度から10年間の今後のごみ量は、大変に流動的かつ激減の可能性も秘め、ごみ量予測は困難を極める作業だと思います。一組の中間処理体制は、各区から出されたごみを確実に処理をするという至上命令(課題)があるとはいえ、最大ごみ予測値の安全圏での計画を続けている限りは、現状の過剰な施設整備計画の適正化は望めません。各区から持ち寄ったごみ量予測の積み上げは当然のこととして、各種ごみ減量施策があまり効果的でなかった場合の最大ごみ量予測と、ごみ減量施策がうまく機能した場合の最小ごみ量予測等の、幅をもたせたシミュレーションもあわせて行い、公表してください。

## 2. 施設整備計画について

(1) 清掃工場の整備計画は、ごみの減量とリンクした整備計画として下さい。ごみの減量にともなって、各施設の平準化、プラント更新や建替えて順次規模の縮小や清掃工場の閉鎖が可能であるというスケジュールを示して下さい。あわせて整備計画に沿った年度ごとの予算規模や分担金の推移も予測して示して下さい。また、地域(ブロック)ごとに、どの程度ごみを経ると、どの程度清掃工場の稼働を削減できるのかのシミュレーションをして下さい。

・清掃工場の定期点検や補修、突発的な事故や故障等による停止、ごみ量の季節変動等々、また収集運搬業務の効率性をも考えながら日常のごみ処理を行うことは大変なことだと思います。東京23区はあまりにも巨大な広域処理体制となっていて、現状で21の清掃工場(42炉)と破碎ごみ施設を持ち、大田第二工場建設も予定されています。一定規模の焼却余力は当然必要なことだと思います。しかし、問題は、あまりにも一組広域処理体制が巨大であるが故の巨大施設整備となっていることです。他政令指定都市と焼却余力割合の単純比較だけで、平均的といって済まされる問題ではありません。規模大きければ大きいほどその余力分は、設備的にも財政的にも過大な負担となります。

・平成19年度の清掃工場炉稼働率は暦日数で66.9%、計画稼働日数でも89.8%です。予備炉を持つ杉並と港、操業開始直後の世田谷を除く18清掃工場で、23,354時間の「調整」という名の休炉となっています。実に延べ973日は「ごみ不足」のための休炉ともいえます。余力が必要とはいえ、高いお金をかけた施設を結果的にこのように遊ばせているのでは、あまりにも過剰な余力と言わざるを得ません。

・また、清掃工場の必要性を述べるときの常套手段というか脅し文句ともいえる、清掃工場が不足することにより「可燃ごみが街に溢れると困る」はよくいわれますが、それが詭弁ではないという証明をして下さい。例えば、逆の発想で、大田清掃工場第一工場の建て替え計画を中止として、操業不能になった時点で廃止にした場合、いつの時点で「可燃ごみが街に溢れる」のでしょうか。

・万が一の緊急事態発生の場合の、各清掃工場のごみバンカ(ピット)の貯留能力も各工場ごとに積算して示して下さい。

・一定規模の適正な余力は当然必要なことだとは思いますが、地震や水害等の災害時は近隣都市との協力体制は必要不可欠です。万が一の東京23区で非常事態の発生を想定したシミュレーションを行い公表して下さい。(例えば、湾岸部の清掃工場が地震で操業できない状態が続いた場合はどのようになるのか

など。)

・今後の清掃工場整備計画に関して、スケジュール通りに行った場合の、建設にかかる費用や総予算と分担金の推移をわかるようにして下さい。あわせて、ごみ減量で、清掃工場閉鎖や炉の規模の縮小などを行った場合の総予算と分担金の推移も併記して下さい。いろんなパターンのシミュレーションを行い、ごみが減ることで清掃工場の規模縮小や財政負担の軽減が一目で比較できるような資料を作成し、ごみ減量施策をさらに推進する後押しして下さい。

・現一廃計画では杉並清掃工場、大田清掃工場はプラント更新となっていました。「プラント更新は、利点がないとは言えないものの、清掃工場の計画、建設工事、維持管理の様々な面で弊害が大きく、今後、整備対象となる清掃工場ごとに、その優位性が確認できない限り実施しないこととした。」と聞いていますが、杉並清掃工場、大田清掃工場が建替えとなった根拠を示して下さい。

・昨年10月に「清掃工場建替にPFI/日処理600tモデルで検討/二十三区一組」(日刊建設通信新聞)という報道がありました。杉並清掃工場建替をPFI方式にした場合の、メリットとデメリットを具体的に示して下さい。今後、清掃工場の建て替えに関してPFI方式の可能性があるのであれば、一廃計画にも具体的に記述すべきことだと思います。

・現時点でのごみ量の予測で、大田清掃工場第一工場の建替えの必要性の根拠を示して下さい。東京23区の清掃工場立地は、湾岸部に能力が集中しているように思います。地域間のバランスや、収集運搬業務の効率性を考えたとき、現状であえて大田清掃工場第一工場の建替の必要性がわかりません。焼却余力の適正化、地域間の平準化のためにも、まずは湾岸部の清掃工場のできるどころから廃止を求めます。

・長期的な構想で、大田清掃工場第一工場以外に可能な清掃工場の廃止案があれば示して下さい。区によっては自区内のごみ量以上の施設を複数かかえていても、地域での熱供給を実施しているなど、なかなか縮小もままならないこともあると思います。しかし、現状の清掃工場の立地状況から、そのままその場所でプラント更新や建替を繰り返して、ごみがなくなる限り未来永劫操業し続けるのであれば、あまりにも理不尽に思います。現状で操業し続けている地域も、今後は将来的には、炉の1炉操業停止や建替えによる大幅な規模縮小もありえるという、平準化を数値で示していく必要があります。しかし、規模縮小はあれど現状の清掃工場数を維持するのであれば、財政的な軽減はあまり期待できません。できるところから、思い切った清掃工場の廃止という英断を下して下さい。

・清掃工場の問題を考える市民運動サイドでも、自分の地域の清掃工場の廃止や縮小を誰もが願っています。江東区民としても、新江東清掃工場建設事業の環境アセスメントで、当時の清掃局は「全量焼却達成の暁には真っ先に新江東の1炉を止めます。」と言って、いまだに果たされない約束を実行してほしいと願っています。多くの方が、自分の地域に清掃工場が建設となって、より身近な問題として清掃事業をとらえています。どこかの清掃工場が先に廃止になれば、今後、自分の地域の規模縮小が遠のくのではないかと、具体的な提案には消極的になっています。しかし、それでもあえて何とか廃止できるところがあれば廃止していくのが23区民のためにメリットになると信じています。

・東京23区の間処理が現状の巨大な一組体制で行われている限り、スリム化は望めません。最終的には23区の協力体制で事業を行うにしても、ある程度ブロック単位での共同処理を優先させながら、独立可能な区のグループは一組体制から離脱するというような検討はできないものではないかと。

・ごみ量予測の最大値・最小値の幅をもたせたシミュレーションを行うとともに、清掃工場の整備計画のシミュレーションも各種パターンを想定して行って下さい。

## (2)大田清掃工場第二工場灰溶融施設の整備計画の中断と灰溶融処理体制の見直しを求めます。

・そもそも灰溶融施設の整備計画は、平成19年度中で全22清掃工場で発生する焼却灰(約30万トン/年)の全量溶融は達成したはずですが、その計画も、実際にはごみ減量で平成19年度の焼却灰は約26万トンの発生とかなりの減少であったにもかかわらず、実際の処理量は約12万トンです。大きくは中防灰溶融施設のトラブルに起因するものではありませんが、各溶融施設ともに故障やトラブルによる休炉は後を絶ちません。平成19年度、中防と世田谷を除く灰溶融6施設での稼働率(暦日数)は47.5%です。(焼却炉停止による灰不足の「調整」を含む)

・「国庫補助金交付要領」の整備規模算出において決められた年間停止日数上限から試算した年間稼働日数の268日をクリアしているのは唯一板橋のみです。

・現一廃計画の、大田清掃工場第二工場併設の灰溶融施設建設の試算根拠も、他施設での計画稼働日

数も灰発生量も状況は大きく変わってきています。そして、今後、飛灰の溶融処理を中止し、主灰単独での溶融処理となると灰の処理量はますます少なくなります。ごみ減量で灰の発生量も減少し、あまりにも稼働率の悪い施設では国庫補助金も受けられないのではないのでしょうか。当初計画の、平成31年度ごみ量330万ト、灰発生量33万トは望めないとする、大田清掃工場第二工場灰溶融施設の国庫補助金の申請は困難になります。

・大田清掃工場第二工場灰溶融施設の整備の必要性の根拠を明確にして下さい。

・現灰溶融施設の問題点は「溶融処理技術検討委員会報告書(平成21年7月)」のなかでぎっしりと述べられています。溶融処理技術検討委員会は、灰溶融処理政策を前提とした検討会ですから、なんとか現状の溶融処理の問題点を改善する方向で今後の取組としてまとめています。問題山積をわかっているながら、いつまでも東京都清掃局の時代からの全量灰溶融処理体制に固執するのは止めて下さい。あまりにも問題がある政策は、根本から見直すべきです。その意味では、やっかいな飛灰処理を止めて、主灰単独溶融への方向性の選択はよかったのだと思います。技術面、安全面、財政面を総合的に考慮しながら、灰処理の取組を抜本的に見直す必要もあると思います。

**(3) 中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地を、容器包装プラスチックの中間処理施設として利用することについては十分な議論を行って下さい。**

・現状の東京23区の清掃事業は、リサイクルに関しては各区の取組となっています。容器包装プラスチックの中間処理で業者や施設の用地確保に苦労している区もあると聞きますが、やはりそれは各区で対応すべきことだと思います。

・長年、東京23区から不燃ごみが中防に一極集中で集められていたものが、やっとなんとか不燃ごみの激減で中防への清掃車の台数も減少していると喜んでいますが、それがまた、プラスチックのリサイクルまで江東区等を経て中防に集中するのではたまりません。今でさえ、中間処理施設は湾岸部の京浜島や城南島、足立区にと、かなり偏在しています。これ以上あえて、官主導で用地を提供してまでリサイクル中間処理施設を呼び寄せないで頂きたい。

・容器包装リサイクル法の再商品化事業者は入札制度で決まるため、各区の容器包装が一旦中間処理施設に運ばれ、またそれが再商品化事業者のところまで運ばれるわけですから、できる限り各区内に近い場所に中間処理施設を確保すべきです。トータル的な収集運搬経費や環境負荷を考えると、可能な限り各区が自区内に中間処理施設を確保するのが理想的です。

・すでに半分の区が容器包装プラスチックの分別収集を実施していて、それぞれの既存の事業者も事業を行っています。そのような状況下で、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの跡地を、特定の区のために、容器包装プラスチックの中間処理施設とするには十分な議論が必要に思います。

**長々と書いてしまいましたが、要は、ごみ量の予測は23区の内訳が明記され、「ごみが減ることで清掃工場の縮小ができるのだ」ということが一目でわかる一般廃棄物処理基本計画であってほしいと思います。**

追伸

意見の中で、大田清掃工場についていろいろ述べましたが、特に大田清掃工場第一工場の廃止に固執しているわけでも願望しているわけでもありません。清掃工場の問題については、所在区の意見がもっとも重要だと思います。そこを乗り越えてまで、江東区民として差し出がましくいべきではないと思っています。可能性のある工場として例に取りあげたのが、たまたま大田清掃工場であったという程度にとらえてください。